

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～ 保険料軽減の見直しについて ～

### ■ 均等割の軽減割合が見直しされました

保険料均等割の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減
33万円＋（28万5千円×世帯の被保険者数）	5割軽減
33万円＋（52万円×世帯の被保険者数）	2割軽減



【令和3年度】

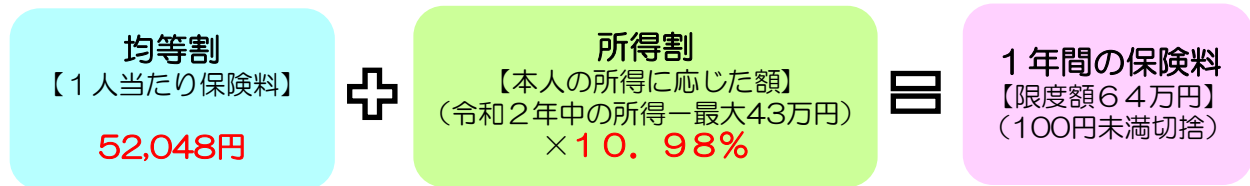
所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円＋10万円×（給与所得者等の数-1）	7割軽減
43万円＋（28万5千円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数-1）	5割軽減
43万円＋（52万円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数-1）	2割軽減

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

## ■ 保険料の計算方法（令和3年度）

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。



- ※ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※ 所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。
- ※ 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

## ■ 令和3年度の年間保険料額の例

### ● 単身世帯の場合

年金収入	均等割 軽減	令和3年度	前年度比
80万円	7割	15,600円	増減なし
168万円	<b>7割</b>	32,000円	3,900円増
196.5万円	5割	73,700円	増減なし
220万円	2割	115,200円	増減なし

### ● 夫婦2人世帯（共に被保険者）で、 妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の 年金収入	区分	均等割 軽減	令和3年度	前年度比
80万円	夫	7割	15,600円	増減なし
	妻		15,600円	
168万円	夫	<b>7割</b>	32,000円	3,900円増
	妻		15,600円	3,900円増
225万円	夫	5割	105,000円	増減なし
	妻		26,000円	
272万円	夫	2割	172,300円	増減なし
	妻		41,600円	

令和3年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

### お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合  
 【住所】〒060-0062  
 札幌市中央区南2条西14丁目  
 国保会館6階  
 【電話】011-290-5601

鹿追町 保健福祉課 国保医療係  
 【住所】〒081-0222  
 鹿追町東町4丁目2番地1  
 【電話】0156-66-1311